

日本国法務省、外務省、厚生労働省及び警察庁と  
ミャンマー連邦共和国労働・入国管理・人口省との間の  
在留資格「特定技能」を有する外国人に係る制度の  
適正な運用のための情報連携の基本的枠組みに関する  
協力覚書（仮訳）

日本国法務省、外務省、厚生労働省及び警察庁（以下「日本の省庁」と総称する。）並びにミャンマー連邦共和国労働・入国管理・人口省（以下「MOLIP」という。）は、日本国政府が在留資格「特定技能」を付与して一定の専門性・技能を有する人材（以下「特定技能外国人」という。）を受け入れる制度（以下「本制度」という。）の運用において、特定技能外国人の送出し・受入れに係る両国間の協力を通じて相互の利益を強化することについての見解を共有する。この見解に基づき、日本の省庁と MOLIP（以下「両国の省庁」と総称する。）は、次のとおり協力することを決定した。

#### 1. 目的

この協力覚書は、特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れの確保（特に、悪質な仲介機関の排除）並びに特定技能外国人の送出し・受入れ及び日本国での在留に関する問題の解決のための情報連携の基本的枠組みを定めることにより、ミャンマーから日本国への特定技能外国人の送出し及び受入れの円滑かつ適正な推進を通じて特定技能外国人を保護するとともに、本制度の適正な運用のための協力を通じて両国間の相互の利益を強化することを目的とする。

#### 2. 連絡窓口

両国の省庁は、この協力覚書に基づく協力を効果的に実施するため、両国の連絡窓口を次のとおりそれぞれ指定する。

（1）日本国

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課

（2）ミャンマー

MOLIP 労働局

#### 3. 協力の枠組み

この協力覚書に基づく協力は、それぞれの国において効力を有する法令の範囲内で行われる。一方の国の省庁又は省は、他方の国の省庁又は省の書面による同意なしに、この協力覚書の枠組みにおける協力及び情報共有を通じて取得した他方の国の省庁又は省の秘密の情報を開示しない。

#### 4. 情報連携の基本的枠組み

（1）情報共有

両国の省庁は、特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れを確

保するため並びに特定技能外国人の送出し・受入れ及び日本国での在留に関する問題を解決するために必要又は有益な情報を速やかに共有する。この情報には、特定技能外国人に係る求人・求職に關与する両国内の仲介機関（個人及び法人の双方を含む。以下「特定技能外国人仲介機関」という。）による次の行為に該当するものに関する情報を含む。

- (a) 保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、特定技能外国人又は特定技能外国人になろうとする者（以下「特定技能外国人等」という。）、その親族又はそれらの者の関係者の金銭その他の財産を管理すること。
  - (b) 契約の不履行について違約金を課す契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をすること。
  - (c) 暴行、脅迫、自由の制限等、特定技能外国人等の人権を侵害すること。
  - (d) 日本国における出入国管理又は査証手続に關し、許可、査証その他の証書を不正に取得する目的で、偽造された、変造された又は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供すること。
  - (e) 特定技能外国人等から徴収する手数料その他の費用について、当該特定技能外国人等に算出基準を示さず、かつ、その額及び内訳を理解させないで、当該費用を徴収すること。
- (2) 問題是正等のための協議

両国の省庁は、この協力覚書の1. に定める目的を達成するため、定期又は随時に協議する（その協議には、5. に定める日本の省庁の約束及び6. に定めるMOLIPの約束に関する詳細な措置についてのもを含む。）。また、両国の省庁は、本制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努める。主な協議内容は次のとおりとする。

- (a) 本制度に係る両国の政策の実施及び変更に関する事項
- (b) 特定技能外国人仲介機関の適正性の確保に関する事項（必要な是正措置の在り方を含む。）
- (c) 特定技能外国人の送出し・受入れに係る各種審査並びに日本国内の不適正な受入機関又は在留資格「特定技能1号」を有する外国人材に対する支援（在留資格「特定技能1号」を有する特定技能外国人が在留活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援をいう。）を行う不適正な機関及びミャンマー国内の不適正な送出機関に対する是正措置に関する事項
- (d) 特定技能外国人の技能及び日本語能力の測定試験の適正な実施に関する事項
- (e) 特定技能外国人の日本国での在留管理に関する事項
- (f) 上記(a)から(e)までに掲げるもののほか、本制度その他これに關連する両国の出入国又は労働に係る制度の適正な運用に関する事項

## 5. 日本の省庁の約束

日本の省庁は、日本国の関係法令に従い、ミャンマー国からの特定技能外国人の受入れに関する次の約束を行う。

- (1) MOLIP から、特定技能外国人を日本国に送り出す意図を有するミャンマーの送出機関（以下「送出機関」という。）であって MOLIP の認定を受けたものの情報を受領した場合には、当該情報を日本国において公表すること。
- (2) MOLIP から、6.(4) に定める認定の取消しに関する情報を受領した場合には、当該情報を日本国において公表すること。
- (3) 受入機関に対して改善命令を発出した場合には、MOLIP に対して当該改善命令を通報すること及び登録支援機関一覧を MOLIP と共有すること。
- (4) ミャンマーからの特定技能外国人の受入れに関する照会を MOLIP から受けた場合には、必要な情報を提供すること。

## 6. MOLIP の約束

MOLIP は、ミャンマーの関係法令に従い、ミャンマーからの特定技能外国人の送出しに関して次の約束を行う。

- (1) 送出機関が基準を満たしているか否かの審査を行い、当該機関が MOLIP の認定基準を満たしていると認める場合には、認定を与えること。
- (2) 上記(1)に規定する認定を与えた場合には、ミャンマー国内の認定送出機関の名称その他の情報を公表すること。また、認定送出機関の情報を日本の省庁に提供すること。
- (3) 認定送出機関が認定基準に適合しない活動その他の適切でない活動を行ったと思われる旨の通報を日本の省庁から受けた場合には、問題となっている当該送出機関を調査し、当該送出機関に対して必要な指導及び監督を行い、その結果を日本の省庁へ提供すること。
- (4) ミャンマー国内の認定送出機関に対し、特定技能を有するミャンマーの労働者を適切な方法で選定し、及び送り出すために指導を行うこと。また、認定送出機関が認定基準を満たさなくなると認める場合には、認定を取り消し、その結果を日本の省庁に通報すること。
- (5) 日本の省庁から、受入機関に対して発出した改善命令又は登録支援機関の一覧について情報の提供を受けた場合には、当該情報をミャンマーにおいて公表すること。
- (6) ミャンマーからの特定技能外国人の送出しに関する照会を日本の省庁から受けた場合には、必要な情報を日本の省庁に提供すること。

## 7. 技能試験及び日本語能力の測定試験における協力

日本の省庁及び特定技能外国人の受入れを行う分野を所管する省（以下「日本の省庁等」と総称する。）は、特定技能外国人の技能試験及び日本語能力の測定試験を適正に実施する。MOLIP 及び当該測定試験に係る省

(以下「ミャンマーの省等」と総称する。)は、日本の省庁等から、当該測定試験の実施及び関連する日本語教育に係る事業その他の日本の省庁等が関与する日本語能力の測定試験に関連する事業に係る協力を求められたときは、可能な範囲でこれに応じる。日本の省庁は、この協力覚書が署名された後、技能試験及び特定技能外国人の日本語能力を測るためにミャンマーで実施される試験の手續について MOLIP へ情報を提供する。

また、日本の省庁等及びミャンマーの省等は、当該測定試験に関し、別人による受験、合格を証する文書の偽造又は変造その他の不正な行為に関する情報を得たときは、この協力覚書の 4. (1) に定める枠組みに従って、当該情報を速やかに共有する。

## 8. その他

日本の省庁は、特定技能外国人の受入れ分野ごとに、この受入れにより不足する人材が確保されたと認める場合には、日本国の出入国に関する法令に従い、特定技能外国人の受入れを一時的に停止することができる。この場合において、日本の省庁は、ミャンマーの特定技能外国人及びその扶養を受ける配偶者又は子（特定技能外国人の在留資格が「特定技能 2 号」である場合に限る。以下「配偶者等」という。）の在留については、特定技能外国人とその受入機関との雇用契約の状況、実施状況及び生活状況等を考慮の上、日本の出入国に関する法令に基づき、適切に対処する。

## 9. 紛争解決

この協力覚書の解釈及び実施において発生し得る相違や紛争は、両国の省庁間における友好的な協議によって解決される。

## 10. 期間、見直し及び終了

この協力覚書に基づく協力は、2019年4月1日から開始される。この協力覚書に基づく協力は、2019年4月1日から5年続くものとし、両国の省庁間の同意により順次それぞれ最大5年の期間、延長することができる。

特定技能外国人に係る制度の運用開始から2年後に実施される制度の見直しを踏まえ、この協力覚書に基づく両国間の協力の枠組みを必要に応じて見直すこととする。この協力覚書の内容は、両国の書面による同意により、必要に応じて修正又は補足される。

いずれか一方の国の省庁又は省が、この協力覚書に基づく協力の終了を希望する場合には、終了することを希望する日の90日前までに他方の国の省庁又は省に対し書面によりその意図を通告することにより終了する。

## 11. 言語等

この協力覚書は、英語により二通作成され、2019年3月26日に東京において、2019年3月28日にネーピードーにおいて署名された。

日本国法務省  
入国管理局長

ミャンマー連邦共和国  
労働・入国管理・人口省  
労働局長

日本国外務省  
領事局長

日本国厚生労働省  
職業安定局長

日本国警察庁  
組織犯罪対策部長